

監査委員公表第 1 号

財政的援助団体の監査結果について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき財政的援助団体の監査を執行しましたので、同条第 9 項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和 2 年 9 月 17 日

二宮町監査委員 大矢 孝道
二宮町監査委員 前田 憲一郎

1. 監査実施日と場所

期 日 令和 2 年 7 月 17 日 (金)
場 所 二宮町町民センター 2A クラブ室
【予備監査日】令和 2 年 7 月 9 日 (木)

2. 監査を行った監査委員

監査委員 大矢 孝道
監査委員 前田 憲一郎

3. 監査対象とした財政的援助団体名

二宮町観光協会

4. 監査の範囲

二宮町が交付した令和元年度補助金に係る出納事務の執行状況及び事業効果について

5. 監査の手順

監査にあたり事前に提出された資料に基づき、担当課や補助団体への聞き取りを実施した。本監査では概要説明を受けた後、質疑応答を行い、監査を実施した。

なお、本監査は補助金が目的に沿って有効・適正に使われているか、どのような費用対効果があったか、適正な業務運営が実施されているか等、事業成果及び今後の運営に対する課題等に主眼を置いて監査を実施した。

6. 監査概要

二宮町観光協会は、二宮町の観光事業の振興と観光資源の開発を図り、町の産業の発展と活性化に資することを目的として、昭和 39 年 12 月に設立さ

れた。

観光協会の組織については、会長1名、副会長2名、理事15名、監事2名の計20名の役員により、会を運営している。なお、令和2年5月現在の会員数は188名で構成されている。

観光協会が行う主な事業としては、観光宣伝・啓発事業、観光イベント事業、にの屋運営事業等、二宮町の観光に係る情報発信、観光イベントの実施等、観光事業全般に係る様々な施策を実施している。

今回の監査対象とする町の補助対象事業は、人件費、印刷費などの事務費や観光振興宣伝、湘南にのみやふるさとまつり、菜の花ウォッチングなどの事業費等である。

7. 監査結果

二宮町観光協会の補助金に係る出納その他の事務は、二宮町補助金交付規則に基づき適正に処理されており、補助金の使途も適正であると認められた。

8. 要望及び意見

- (1) 令和元年度は、町観光協会として、産学連携で企画した観光ツアーや、観光フォトコンテストの応募方法にInstagramから投稿する部門を追加するなどの新たな観光イベント事業を立ち上げるなど、観光振興を図るための積極的な取り組みを行ったことに対し、評価をする。引き続き、県や近隣市町、町産業振興課、町商工会、湘南農業協同組合、近隣の大学などの関係団体と連携し、さらなる観光振興と観光資源の開発に資する取り組みに努めることが期待される。
- (2) 町内外から観光に訪れる人の意見、要望を汲み取る仕組みを構築し、今後の町の観光振興に活用されたい。
- (3) 観光協会の収入は、町からの補助金が多くを占めているが、今後は、自主財源の確保に向けた取り組みにも努められたい。

以上